

「神戸市における AI の活用等に関する条例」に基づく生成 AI の指定について

神戸市における AI の活用等に関する条例に基づき神戸市情報公開条例第 10 条各号に掲げる非公開情報の取扱を許可された生成 AI 等は以下のとおりである。なお入力の情報ごとに市長指定を行うため同じ生成 AI が市長指定を受ける場合がある。

No.	安全性の確認された生成 AI	概要	指定日
1	miibo・LINE WOEEKS・SPIRAL	お問い合わせセンターにおけるメールの下書き作成 (miibo)、オペレータが入力した質問に対する回答 (LINE WOEEKS)、対応履歴の要約 (SPIRAL) を行う	2024 年 11 月 11 日
2	AI Messenger Voicebot	AI 自動音声応答サービスを活用した給水相談電話対応を行う	2025 年 1 月 15 日
3	ナナログ AI	通話内容のテキスト化、要約・分析、ナレッジの作成・検索を行う	2025 年 2 月 21 日
4	AI-OCR プラグイン for kintone	kintone 内で PDF や画像データから文字を読み取りテキスト化を行う	2025 年 2 月 27 日
5	Alli	音声・画像・ドキュメントファイルの文字起こしを行う	2025 年 4 月 1 日
6	AI Messenger Voicebot	市税に関する電話問い合わせ対応を行う	2025 年 8 月 1 日
7	Azure Open AI Service・VertexAI	生成 AI アプリ (Dify) を構築するための環境	2025 年 9 月 8 日
8	AI Messenger Voicebot	※No.2 に係る生成 AI モデルの追加による再指定	2025 年 12 月 18 日
9	業務サポート AI システム	録音した音声を AI により逐語録及び要約文章の作成を行う	2026 年 4 月 28 日

(参考) 市長指定について

【神戸市における AI の活用等に関する条例 (抜粋)】

(生成 AI 等を活用する場合の責務)

第 7 条 市長は、安全性が確認されたものとして別に定める場合を除き、本市の機関等(本市又は本市の機関(議会を除く。)をいう。)の職員が職務上知り得た情報のうち神戸市情報公開条例(平成 13 年 7 月条例第 29 号)第 10 条各号に掲げる情報を含む指令を、生成 AI その他これに類するもの(以下「生成 AI 等」という。)に対して与えないよう措置しなければならない。

以上